

一般社団法人 SOFIX 農業推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 SOFIX 農業推進機構（以下「本機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構は、SOFIX（土壌肥沃度指標）技術を基盤とする物質循環型農業（以下「SOFIX 農業」という。）を社会に普及させることを通じて、食と農のスロー&ローカル・イノベーションを実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的に資するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) SOFIX 関連の知的財産の一元的管理及び活用
- (2) SOFIX データベースの一元的管理及び活用
- (3) SOFIX 技術標準及びブランドの制定・認証・管理
- (4) 地域バイオマスの発掘・調査・分析・マッチングによる積極的利用の促進
- (5) 新たな農業ビジネス・6次産業化・農商工連携などの事業化支援
- (6) SOFIX 農業に関する研修会開催及び人材育成
- (7) SOFIX 農業に関する広報活動
- (8) SOFIX 農業に関する意見の表明
- (9) その他本機構の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会員

(会員の種別及び資格)

第5条 本機構を構成する会員の種別及び会員の資格を有するものは、次に掲げるとおりとし、第1号会員、第2号会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 第1号会員
第1号会員は、本機構の目的に賛同する主として農業生産を行う法人又は団体とする。
- (2) 第2号会員
第2号会員は、本機構の目的に賛同する第1号会員以外の法人又は団体とする。
- (3) 賛助会員(個人)
賛助会員(個人)は、本機構の目的に賛同する個人とする。
- (4) 賛助会員(法人)
賛助会員(法人)は、本機構の目的に賛同する法人とする。
- (5) 賛助会員(団体)
賛助会員(団体)は、本機構の目的に賛同する地方公共団体及び公益的な活動を主

たる目的とする法人又は団体とする。

(6) 特別会員

特別会員は、本機構の目的に賛同する個人、法人又は団体であって、理事の特別の推薦を受けた者とする。

(会員の資格取得)

第6条 本機構の会員になろうとする者は、本機構が別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本機構の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額（入会金及び年会費）を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、本機構が別に定める退会届を機構長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規約等に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき。
- (5) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき機構長が招集する。
- 2 機構長は、社員総会の開催日の1週間前までに、社員総会の日時及び場所、目的である事項等を記載した書面（招集通知）を社員に対して発しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により、社員の書面等による議決権行使を認めるときは、前項の招集通知のほか、法人法第41条及び第42条に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を、開催日の2週間前までに、社員に対して発しなければならない。
 - 4 法人法第39条第3項の承諾をした社員に対しては、前2項に規定する書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供することができる。

(社員による総会の招集)

第15条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、機構長又は副機構長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、機構長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使・書面等による議決権行使)

第19条 社員総会に出席しない社員は、本機構の他の社員1名を代理人と定め、議決権を

行使することができる。但し、この場合には社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を理事会で決議したときは、社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 3 前2項の規定により議決権を行使する者は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を機構長とするほか、副機構長及び専務理事を各1名定めることができる。
- 3 前項の機構長及び副機構長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 機構長、副機構長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則第2条の2で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 機構長は、本機構を代表し、その業務を執行し総理する。
- 3 副機構長は、機構長を補佐し、本機構を代表し、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、機構長及び副機構長を補佐し、本機構の業務を執行する。
- 5 機構長、副機構長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める総額の範囲内において、報酬等を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本機構に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本機構の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

(招集)

第31条 理事会は、機構長が招集する。

2 機構長が欠けたとき又は機構長に事故があるときは、副機構長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の3日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所を通知しなければならない。但し、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、機構長とする。

2 機構長が欠けたとき又は機構長に事故があるときは、副機構長が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場

合において、理事（当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

- 第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告については適用しない。

（議事録）

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、代表理事不在の理事会においては、出席した理事及び監事の全員が第1項の議事録に記名押印しなければならない。代表理事の選定を行う理事会においても同様とする。

第7章 諮問委員会

（諮問委員会）

- 第36条 理事会は、本機構に諮問委員会を置くことができる。
- 2 諮問委員会は、理事会が会員の中から選任する諮問委員をもって構成する。

（権限）

- 第37条 諮問委員会は、第29条に規定する議決事項について、理事会の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

（招集）

- 第38条 諮問委員会は、機構長が招集する。
- 2 理事及び監事は、諮問委員会に出席することができる。

第8章 研究会

（研究会）

- 第39条 本機構に、第4条各号に掲げる事業の円滑な運営を図るため、研究会を置くことができる。

（研究会の設置）

- 第40条 研究会は、次に掲げる場合に理事会の承認を得て設置する。
- (1) 機構長が必要と認めたとき。
- (2) 5名以上の社員から、研究会の目的、調査研究内容等を記載した書面により請求があったとき。
- 2 研究会の参加資格は、会員に限りこれを有するものとする。
- 3 理事会が特に必要と認めた場合には、会員以外の識者をオブザーバーとして研究会に参加させることができる。
- 4 研究会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、機構長が別に定める。

（解散）

第41条 研究会は、その目的を達したときは、理事会の承認を経て解散する。

第9章 事務局等

(事務局及び職員)

第42条 本機構の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、機構長が別に定める。

第10章 基金

(基金の募集)

第43条 本機構は、基金（法人法第131条に定める基金をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集及び割当て及び払込み等の手続に関しては、理事会の決議を要する。
- 3 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 4 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 基金の拠出者は、前条第4項の決議により定める返還の手続に従って、拠出した基金の返還を受けることができる。但し、基金の拠出者に返還する基金の総額は、法人法第141条第2項に定める限度額を超えないものとする。

- 2 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権について本機構から利息の支払いを受ける権利を有しない。
- 3 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を社員総会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。
- 4 基金の拠出者（本機構の社員であるものを除く。）は、社員総会における議決権その他本機構の運営に関する権限を有しない。

(基金返還の手続)

第45条 基金の拠出者が拠出した基金の返還を請求するには、返還を請求する日の属する事業年度末日から起算して3か月以前に本機構に対し、基金の返還を求める書面を提出しなければならない。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第47条 本機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、機構長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第12章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第49条 本機構は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配制限）

第50条 本機構は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第51条 本機構が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 本機構の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- ・この定款は2015年7月10日より施行する。
- ・第40条の改訂は2017年1月29日より施行する。
- ・第46条の改訂は2018年3月8日より施行する。